

包装基準に関する要綱等の見直しについて
— 京都市消費生活条例第 17 条第 1 項に基づく包装基準 —

1 包装基準の概要

(1) 制定経過等

京都市消費者保護条例（旧条例）

（包装等の基準）

第 8 条 市長は、法令に定めるもののほか、商品の内容を誇張し、又はその価格を著しく高くさせる等消費者に著しく不利益を及ぼす包装及び容器の使用を防止するため、審議会の意見を聴いて、商品の包装及び容器に関する基準（以下「包装基準」という。）を定めるものとする。

↓

包装基準の制定について諮問（昭和 57 年 12 月 17 日）

↓

消費者包装基準について 答申（昭和 59 年 1 月 23 日）

↓

包装基準（昭和 59 年 10 月 4 日告示，昭和 60 年 3 月 1 日実施）

↓

↓

↓

↓

↓

↓

京都市消費生活条例

（包装の適正化）

第 17 条 市長は、包装（容器を使用する包装を含む。以下同じ。）の適正化を図るため、包装基準（包装で使用するべき物及び包装の方法に関する基準をいう。以下同じ。）を定めなければならない。

（京都市消費生活条例第 17 条第 1 項に基づく包装基準）

2 適正な包装の基準

事業者が守るべき適正な包装の基準は、次のとおりとする。

- (1) 必要以上の過大な包装（以下「過大包装」という。）でないこと。
- (2) 消費者に危害を及ぼすことのない安全な包装であること。
- (3) 省資源及び廃棄物処理の観点から見て適切な包装であること。
- (4) その他消費者の適正な商品選択を妨げない包装であること。

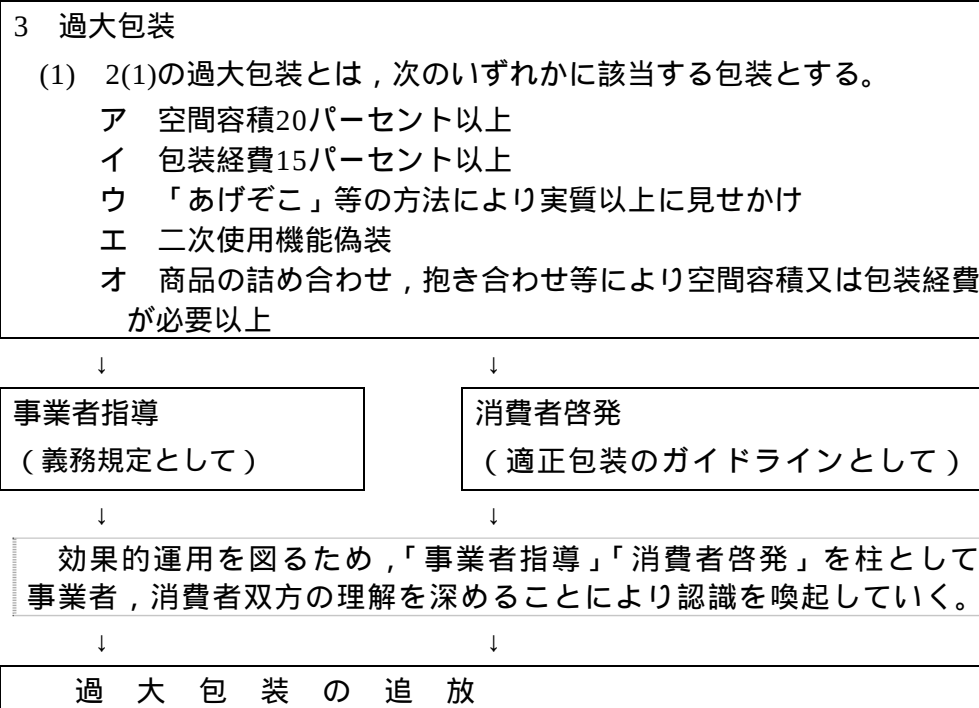
基準は、条例改正に伴う名称変更を行ったのみで、制定時から内容の変更はない。

(2) 包装基準の普及・啓発

包装基準では、「2 適正な包装」の(1)～(4)のうち、特に(1)については、「3 過大包装」で具体的に規定している。

過大包装については、消費者啓発の面から市民公募のモニターによる試買調査を実施し、試買調査結果から必要に応じて事業者指導を実施してきた。その取組においては、これらの規定のうち、数値化しやすい空間容積率が過大包装判定の基幹部分となっている。

(過大包装の追放 取組のイメージ)



2 平成 19 年度調査について

(1) 概要

職員による店頭調査として、12 月の歳暮期に百貨店 1 店舗、スーパー 2 店舗、消費生活協同組合 1 店舗において、包装に関する取組の状況を店舗関係者から聴取し、歳暮商品の取扱い会場や、空間容積率が比較的高いものが多く見られる玩具入り菓子売り場やベビー用品売り場について、売り場を調査した。

(2) 調査状況 ～ 販売店での包装に関する認識、取組等 ～

ア 贈答品

(過大・過剰包装)

- ・ 販売店で商品そのものの過大・過剰包装について考えることはない。商品企画や情報を本部で管理している場合、あまりに過大・過剰な印象を受ける包装は、本部とメーカーで話をすることはある。
- ・ 百貨店・スーパー・生協とも、過大・過剰包装の苦情は、ほとんど無い。
- ・ 包装についてはメーカー段階で取組をしているので、小売店としては品質・傷み等に注意を払っている。保存料を使わない食品は、その拘りが包装をシンプルにする面では不利な場合も多い。

(宅配への配慮)

- ・ 宅配が中心となっており、配送を考慮した包装が必要である。
- ・ 冷凍・冷蔵食品の宅配では、宅配業者の設備は整ってきたが、配達後の消費者の一時保管時のリスクにも相応の配慮が必要である。温度面の品質管理では、昨今は冬でも保冷に注意が必要となっている。

(スーパー，生協での簡易包装の推奨)

- ・ スーパー：簡易包装の希望者は少ない(2店舗とも)
- ・ 生協：簡易包装についての意見は様々である。漬物で，紙製樽入りのほか，価格は高くなるが木製樽入りもラインナップしているが，それぞれニーズがある。

イ 玩具菓子

- ・ 店舗では，過大包装としての認識はなく，苦情は特にない。

ウ ベビー用品(食器セット)

- ・ 内容品のサイズが異なるので，空間はできるが，苦情は特にない。
- ・ 絵柄が見えないと，逆に不安がられる。皿の一部が見えない箱詰めの商品もあるが，その商品は単品商品の展示がある。

(3) 遵守状況及び課題について

- ・ 試買調査の状況...参考資料1:最近の過大包装疑義商品の試買調査結果と事業者指導の状況
- ・ 平成19年度試買品...参考資料2:平成19年度の試買品について
- ・ 商品類型別の状況...参考資料3:改善が進まない商品，例年のように試買される商品など
- ・ 現在の判定の流れ...参考資料4:空間容積率から見た包装基準違反商品の判定の流れ
- ・ 個別基準の制定について...参考資料5:「商品群別に過大包装の個別基準を制定すること」について
- ・ 新包装材...参考資料6:平成20年5月3日付け京都新聞朝刊「陶器用緩衝材と宙づり包装材」

3 要綱，マニュアルの見直し・整備について

(1) 目的

ア 過大包装の判定の整備

過大包装に該当する場合のア～オのいずれかの項目に該当することにやむを得ない事情があると認められる場合の判定手順等を整備する。

イ 包装基準の運用と条例の基本理念の対応

消費生活条例の全面改正において，消費生活施策は「環境に配慮する見地から推進」，「食文化，始末の文化その他の京都固有に生活文化を尊重して推進」することから，包装基準の運用において考慮すべき事項について検討し，必要に応じて判定手順に盛り込む。

(2) 包装の適正化の指導に関する要綱の改正

基準の細則を定める内容として，現在，「包装基準の説明」として事業者に提示している計測方法等を含めて要綱化する。

(3) 運用マニュアルの整備

現在の「包装基準の説明」を改編し，指導，勧告，公表までの体系的な運用マニュアルとして整備する。

4 その他

- ・ 他都市等の状況について...参考資料7:包装基準・規則 他都市等の状況
- ・ 過大包装と過剰包装について...参考資料8:過大包装と過剰包装の区分ほか